

テニスコートの利用について（2020.04.01～）

令和2年4月1日より、テニス場の利用が1面単位に変更になりました。

それに伴い新たな規則が決められたので遵守願います。

- ・同一団体が複数のコート予約する場合は各コートの利用時間帯を統一してください。
（ただし、他の団体の予約がすでに入っていて、同一時間帯の予約が出来ない場合はこの限りでは無い。）
- ・テニス場（コート）へは利用開始時間を迎えてから入場してください。
- ・利用終了時刻には、テニス場敷地（駐車場を含む敷地）から退出を完了してください。
- ・利用開始後の利用時間の延長は原則としてできません。
- ・利用は一団体1日1回とする。
- ・利用のキャンセルについては、使用開始時間1時間前までに中央公民館の開館時間内に連絡のあったものについて有効とし、開始時間後及び未連絡については振替の対象とはなりません。
- ・利用者カードは利用時間終了後30分以内に中央公民館に返却を完了してください。
- ・令和2年度より、私物（各団体の所有物）を管理棟へ置くことは紛失等の苦情等があったため禁止します。順次（5月末日までに）私物はお持ち帰りください。
なお、6月1日以降に管理棟に置かれているものについては、順次処分をさせていただきます。
- ・発生したゴミは全て持ち帰りください。
- ・令和2年4月1日より、敷地内全面禁煙になりました。駐車場を含む施設内全ての場所で禁煙（電子タバコ含む）となっております。
- ・